

四日市市上下水道局公告

下記の量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）について次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）
- (2) 構造等 別表のとおり
- (3) 納期 **発注後 60 日以内**
- (4) 契約期間 契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(納入場所：上下水道局が指定する場所)

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録されている者。
- (3) **次の条件をいずれも満たす量水器を納入できる者**
 - ア 四日市市上下水道局から平成 23 年 4 月新 J I S 基準に基づく量水器製品の採用承認を得ていること（口径、構造等の詳細については、別紙「量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）仕様書」のとおり）。**
 - イ 量水器の鉛に係る鉛浸出基準は 0.01 mg/L 以下を満たしたものとする。**
- (4) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けていない者。
- (5) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）に基づく排除措置を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）

による更生・再生手続き開始の申立てがされている又は手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。

(7) 関係法令、規則等に違反していない者。

3 入札参加資格確認申請書受付

(1) 申請書の提出

入札への参加希望者は、次の書類を期限までに郵送または直接持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

①提出書類：入札参加資格確認申請書（第2号様式）

②提出場所：四日市市上下水道局2階 管理部総務課契約係
<郵送先>

〒510-0076 三重県四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局 管理部 総務課契約係

③提出期限：**令和8年4月9日（木）午後4時**まで（郵送の場合は必着とする）

④提出方法：持参または郵送

郵送の場合は、封筒に「**<量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）>入札参加資格確認申請書在中**」と記載すること。

(2) 参加資格の決定

入札参加資格の無い者のみ、**令和8年4月10日（金）**に電話により連絡する。なお、参加資格が有ると認められた者には連絡しない。また、参加資格が無いと連絡された者は、**令和8年4月13日（月）**午後3時までに書面により理由の説明を求めることができる。

4 仕様等に対する質問

一般競争入札に付する事項等に対する質問は、**令和8年4月9日（木）**午後3時までに書面等により申し出ることができる。

質問に対する回答は、**令和8年4月10日（金）**までに四日市市上下水道局管理部総務課及び四日市市上下水道局ホームページにおいて供覧する。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

6 入札の執行

日時：令和8年4月20日（月） 午前9時00分

場所：四日市市上下水道局3階 入札室

※入札の執行回数は1回とする。

7 入札方法、条件

(1) 入札方法

本件は、期間入札で行う。

下記到着期限までに、入札書を下記送付先まで郵送または直接持参すること。

(2) 提出する書類

入札書（局指定様式）

(3) 執行区分

入札は別表の区分ごとに行う。

※なお、別表中の予定数量は、本公告時点でのものであり、発注数量を保証するものではない。

(4) 記載条件（入札金額）

本件は、消費税及び地方消費税を除いた価格（税抜）を契約価格とする。

決定に当たっては、見積書に記載された各区分の単価をもって決定価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた価格（税抜）を見積書へ記載すること。

取扱いがない区分については、当該区分の単価欄に斜線を記載すること。

事前申請時に参加を希望したものの、辞退する区分については、当該区分の単価欄に「辞退」と記載すること。

8 期間入札について

(1) 期間入札とは

「期間入札」とは、入札書を特定の期間内に特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかにより郵送する方法又は直接持参する方法により提出して行う入札をいいます。

(2) 入札書の提出方法

① 郵送の場合

- ・ 入札書の送付先

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号 四日市市上下水道局 総務課契約係行

- ・ 郵送方法

差出日・届いた日が追跡・証明できる郵便（特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれか）で郵送してください。

②持参の場合

- ・入札書の提出先

四日市市上下水道局総務課に直接持参してください。

- ・提出方法

同時に、所定の「期間入札関係書類受付票」に必要事項を記入の上持参し、上下水道局総務課で受付印をもらってください。この受付票は、開札が終わるまで保管してください。

(3) 入札書の到着期限

令和8年4月10日（金） から 令和8年4月17日（金） まで（必着）

(4) 封筒記載事項

封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者（住所・氏名）をみれなく記載のうえ、「入札書在中」と表示すること。

封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いものは、無効とします。

9 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札

※入札参加希望のない区分の入札を行ったものを含む

(2) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

(3) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。

(4) 入札者が協定して行った入札。

(5) 入札に際して不正の行為があった入札。

(6) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(7) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。

(8) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

10 予定価格

予定価格の事前公表は行わない。

1 1 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

1 2 その他

- (1) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。
- (2) この公告で定めるもののほか、本件入札の実施については、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱（平成22年四日市市告示第379号）及び入札参加者心得（平成19年10月1日制定）の定めるところによる。
- (3) 契約締結においては、量水器1個あたりの単価（税抜）で契約するものとする。なお、契約金額の支払いは、各契約単価に数量を乗じた額の総額に100分の10を乗じて得た額を加算した金額とする。ただし、計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (4) 納品する量水器に付する番号については、修理品、交換品等にかかわらず、量水器の種類ごとに連番とする。詳細は、四日市市上下水道局より指示する。

別表

区分	口径 (mm)	構造	種類	予定数量(個)
小中口径 修理	①	13 接線流羽根車式	乾式直読式	1, 546
	②	20 接線流羽根車式	乾式直読式	12, 819
	④	40 たて形軸流羽根車式 (ウォルトマン)	乾式直読式	222
小中口径 交換	⑤	13 接線流羽根車式	乾式直読式	5, 223
	⑥	20 接線流羽根車式	乾式直読式	2, 661
	⑦	20 接線流羽根車式 (13耗を20耗に交換)	乾式直読式	1, 000
大口徑 交換	⑩	50 電磁式(特殊改造) 電磁式単体を電磁式単体+補足管に交換	直読式	10
	⑫	50 電磁式(特殊改造) 電磁式単体を電磁式単体に交換	直読式	45
	⑬	75 電磁式(特殊改造) 電磁式を電磁式に交換	直読式	25
	⑭	100 電磁式(特殊改造) 電磁式を電磁式に交換	直読式	12